

第100期 定時株主総会 招集ご通知

日時
場所

平成24年6月20日(水曜日)午前10時
当社本社ビル5階 センチュリーホール

第100期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等のご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 取締役に対するストック・オプション として新株予約権を発行する件	
第4号議案 執行役員に対するストック・オプション として新株予約権を発行する件	
〔添付書類〕	
事業報告	15
連結計算書類	53
計算書類	56
監査報告書	59

株主各位

証券コード：4536

平成24年5月29日

大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
参天製薬株式会社
代表取締役社長兼CEO 黒川 明

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ平成24年6月19日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) より同日午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 平成24年6月20日（水曜日）午前10時
- 2. 場 所** 大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
当社本社ビル5階 センチュリーホール
- 3. 目的事項** **報告事項**
 - 第100期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 - 会計監査人および監査役会の第100期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役6名選任の件
- 第3号議案** 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
- 第4号議案** 執行役員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

3頁【議決権行使等のご案内】をご参照ください。

■インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上での当社ホームページ（<http://www.santen.co.jp/jp/ir/events/agm.jsp>）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表になります。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.santen.co.jp/>）に掲載させていただきます。

■ 議決権行使等のご案内

1. 書面およびインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回수에わたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）。

*「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイヤーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。



④インターネットによる議決権行使は、平成24年6月19日（火曜日）の午後5時30分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

①当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。



(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますのでご了承ください。



システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましても、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、上記3.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等を考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得・消却につきましても適宜検討してまいります。

とりわけ、株主の皆様への配当を継続的かつ安定的に行うために、配当性向と自己資本^(注)当期純利益率（ROE：Return on Equity）を掛け合わせた数値である自己資本配当率（DOE：Dividends on Equity）を配当指標として採用しています。当社としましては、配当による株主還元と資本効率の向上の両方を考慮しながら、2011-2013年度中期経営計画ではDOE5%を目標としています。

当期の期末配当

当期の期末配当は、以下のとおりといたしたく存じます。

なお、この期末配当をご承認いただきますと、当期のDOEは5.4%となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額4,357,277,850円

なお、中間配当金（1株につき50円）を含めました1株当たりの年間配当金は、100円となり、前期に比べて10円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月21日

(注) 自己資本は、株主資本およびその他の包括利益累計額の合計額です。

第2号議案 取締役6名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 ^{くろかわ} ^{あきら} **1. 黒川 明** (昭和27年9月5日生)

■ 略歴、地位、担当

昭和52年4月	当社入社	平成16年7月	常務執行役員
平成9年4月	医薬事業部長室長	平成18年6月	代表取締役社長兼COO
平成9年6月	取締役	平成20年6月	サンテン・ホールディングス・ ユーエス・インク取締役社長 (現任)
平成10年6月	医薬事業部副事業部長	平成20年6月	代表取締役社長兼CEO (現任)
平成13年5月	医薬事業部長		
平成13年6月	執行役員		



■ 重要な兼職の状況

サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長

■ 所有する当社株式の数 **29,800株**

候補者番号 ^{にしはた} ^{としあき} **2. 西畑 利明** (昭和23年11月4日生)

■ 略歴、地位、担当

平成2年8月	アップジョンファーマシューテ ィカルズリミテッド筑波総合研 究所製剤研究部長	平成16年7月	常務執行役員
平成8年3月	当社入社	平成21年6月	取締役 (現任)
平成11年7月	執行役員	平成22年4月	サンテン・インク取締役社長兼 CEO
平成13年5月	執行役員 研究開発戦略統括部 長 兼 品質保証・環境監査本部長	平成23年4月	専務執行役員 米国・欧州事業管掌 兼 研究開発 本部長 (現任)
平成14年12月	研究開発本部長		



■ 重要な兼職の状況

サンテン・インク取締役
サンテン・オイ取締役会長

サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役
ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エス取締役

■ 所有する当社株式の数 **16,100株**

候補者番号 ^{ふるかど} **3.古門** ^{さだとし} **貞利** (昭和29年1月14日生)

■ 略歴、地位、担当

昭和52年 4月	当社入社	平成18年 6月	医薬事業部長
平成 8年11月	医薬事業部東海エリア エリアマネージャー	平成19年 7月	常務執行役員
平成12年 4月	医薬事業部 医薬営業統括部長	平成23年 4月	専務執行役員 日本・アジア事業 管掌 兼 医薬事業部長 (現任)
平成17年 7月	執行役員	平成23年 6月	取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

参天製薬 (中国) 有限公司 董事

■ 所有する当社株式の数 5,900株



候補者番号 ^{こたに} **4.古谷** ^{のぼる} **昇** (昭和31年11月13日生)

■ 略歴、地位、担当

平成12年 6月	株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役	平成17年 6月	コンビ株式会社社外取締役 (現任)
平成17年 4月	有限会社ビーフル 代表取締役 (現任)	平成18年12月	株式会社ジェイアイエヌ 社外取締役 (現任)
平成17年 6月	当社社外取締役 (現任)		

■ 重要な兼職の状況

有限会社ビーフル代表取締役 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役
コンビ株式会社社外取締役

■ 所有する当社株式の数 一株



候補者番号 ^{おくむら} **5.奥村** ^{あきひろ} **昭博** (昭和20年12月1日生)

■ 略歴、地位、担当

昭和63年 4月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科教授	平成23年 4月	同大学大学院経営情報イノベーション 研究科研究科長 (現任)
平成20年10月	慶應義塾大学名誉教授 (現任)	平成23年 6月	当社社外取締役 (現任)
平成20年10月	静岡県立大学経営情報学部教授		
平成20年12月	同大学大学院 経営情報学研究科研究科長		

■ 重要な兼職の状況

静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科研究科長 慶應義塾大学名誉教授

■ 所有する当社株式の数 一株





候補者番号 **6.片山 隆之** (昭和20年10月9日生) **新任候補者**

■ 略歴、地位、担当

平成 9年 6月	帝人株式会社取締役 フィルム営業部門長	平成16年 6月	同社代表取締役専務取締役
平成12年 6月	同社常務取締役	平成18年 6月	同社代表取締役副社長
平成13年10月	同社フィルム事業グループ長 兼 テイジン・デュポン・フィルム ズCEO (最高経営責任者)	平成19年 4月	同社CSRO (グループCSR責任者)
平成16年 4月	同社CSO (グループ経営計画 責任者)	平成21年 4月	同社CFO (グループ財務責任者)
		平成23年 6月	同社顧問役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

帝人株式会社 顧問役

■ 所有する当社株式の数 一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち古谷 昇、奥村昭博および片山隆之の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者のうち古谷 昇および奥村昭博の両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項および大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第7条第1項に定められている独立役員（以下同様。）として指定し、各取引所に届け出ております。また、片山隆之氏につきましても、本議案において同氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定で各取引所に届け出ております。
4. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由
- ① 古谷 昇氏につきましては、経営コンサルタントとしての企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年度時株主総会終結の時をもって7年間であります。
 - ② 奥村昭博氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年に渡る大学および大学院での経営学教授としての幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年度時株主総会終結の時をもって1年間であります。
 - ③ 片山隆之氏につきましては、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第27条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である古谷 昇および奥村昭博の両氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、本議案において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続することを予定しております。
- また、本議案において社外取締役候補者である片山隆之氏の選任が承認された場合には、同氏と当社との間で、当該責任限定契約の締結を予定しております。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案

取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、会社法第238条等の規定に基づき、以下の要領で、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することおよびその募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、ならびに会社法第361条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役（社外取締役を除きます。）3名に対し割当てる当該新株予約権の内容につき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

2. 新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（社外取締役を除きます。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式67,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×（無償割当、分割または併合の比率）

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

670個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないもの）とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、本議案におい

て「行使価格」といいます。)に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除きます。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、本議案において「終値」といいます。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格＝調整前行使価格×1／(無償割当、分割または併合の比率)

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月23日から平成34年6月20日まで

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
- ④ その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 端数の取扱い
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第4号議案

執行役員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の執行役員の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の執行役員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、会社法第238条等の規定に基づき、以下の要領で、当社執行役員に対して新株予約権を無償で発行することおよびその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の執行役員の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の執行役員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

2. 新株予約権の内容等

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の執行役員

- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式57,300株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×（無償割当、分割または併合の比率）

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数

573個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

- (4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないもの）とする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、本議案にお

いて「行使価格」といいます。)に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除きます。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、本議案において「終値」といいます。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格＝調整前行使価格×1／(無償割当、分割または併合の比率)

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月23日から平成34年6月20日まで

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
- ④ その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

■ 事業報告

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

①業績の状況

当期の国内医療用眼科薬市場は、網膜疾患治療剤および角結膜疾患治療剤の伸長により、前期と比べ拡大しました。一方、海外医療用眼科薬市場は、欧州・アジアでは堅調に推移しました。国内一般用眼科薬市場は、需要の減少により、前期と比べ

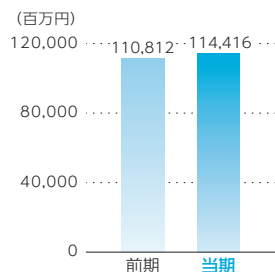
縮小しました。

このような状況下、当期の業績は、以下のとおり増収減益となりました。

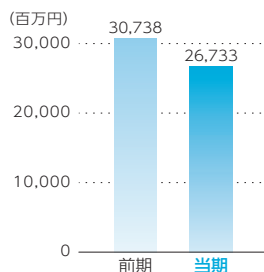
(単位 百万円)

	前 期	当 期	前 期 比 増 減
売 上 高	110,812	114,416	3.3%
営 業 利 益	30,738	26,733	△13.0%
経 常 利 益	31,484	27,780	△11.8%
当 期 純 利 益	21,333	17,160	△19.6%

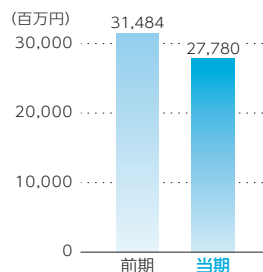
売上高



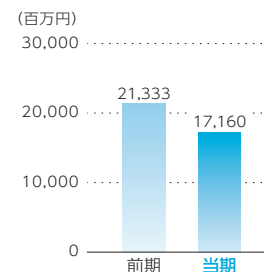
営業利益



経常利益



当期純利益



〔売上高〕

前期から3.3%増加し1,144億1千6百万円となりました。

これは、主力の国内医療用医薬品事業において、緑内障・高眼圧症治療剤「タプロス点眼液」・「コンプト配合点眼液」、角

結膜疾患治療剤「ジクアス点眼液」等の成長に加えて、海外における普及促進活動により、当社製品の市場浸透が進んだことによるものです。

〔営業利益〕

前期から13.0%減少し、267億3千3百万円となりました。
売上原価は353億8千5百万円となり、売上原価率は30.9%となりました。販売費及び一般管理費については522億9

千8百万円となり、このうち研究開発費は172億2千5百万円となりました。

〔経常利益〕

前期から11.8%減少し、277億8千万円となりました。

〔当期純利益〕

前期から19.6%減少し、171億6千万円となりました。

②セグメント別業績の状況

参天製薬グループは、医薬品事業とその他事業の二つのセグメントから構成されます。売上高の多くは医薬品事業によっており、その全売上高に占める比率は97.8%になります。

医薬品事業の売上高は、前期から3.0%増加し1,118億4千6百万円となりました。営業利益は、266億8千4百万円

となりました。一方、その他事業の売上高は、眼内レンズ「エタニティー」が順調に市場に浸透した結果、前期から14.9%増加し25億7千万円となりました。営業利益は、4千8百万円となりました。

(単位 百万円)

	国内		海外		合計	
	金額	前期比増減	金額	前期比増減	金額	前期比増減
医薬品事業	93,449	2.6%	18,396	5.0%	111,846	3.0%
医療用医薬品	88,862	2.9%	18,386	4.9%	107,249	3.3%
眼科薬	77,753	2.9%	15,866	4.3%	93,620	3.1%
抗リウマチ薬	9,883	1.6%	103	△3.1%	9,987	1.6%
その他医薬品	1,225	20.0%	2,416	9.8%	3,641	13.0%
一般用医薬品	4,587	△2.7%	10	24.3%	4,597	△2.7%
その他事業	1,924	28.1%	645	△12.1%	2,570	14.9%
医療機器	1,912	28.3%	645	△12.1%	2,558	15.0%
その他	11	2.1%	—	—	11	2.1%
合計	95,374	3.1%	19,042	4.3%	114,416	3.3%

(注) 各セグメントの売上高は外部顧客に対する売上高を表しています。

医薬品事業

医療用医薬品

〔眼科薬〕

〈国内〉

医療施設ごとの潜在ニーズとその変化を的確に捉えた医薬情報提供などの普及促進活動を展開し、国内医療用眼科薬の売上高は、前期と比べ2.9%増加し777億5千3百万円となりました。

緑内障・高眼圧症の治療ニーズに合致した新製品「タプロス点眼液」は順調に市場浸透した結果、売上高は前期と比べ9.1%増加し71億7千9百万円となりました。

角結膜疾患治療剤領域では、ドライアイ（眼球乾燥症候群）などに伴う角結膜上皮障害の治療剤「ヒアレイン点眼液」が、患者さんのQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高める製品特性と、患者さんや医療現場に対するドライアイの疾患啓発活動などにより順調な伸びを示し、売上高は、前期と比べ5.0%増加し196億9千6百万円となりました。また、前期に発売した「ジクアス点眼液」の売上高は、28億4千6百万円となりました。

合成抗菌点眼剤領域では、市場環境の変化などにより、「クラビット点眼液」、「タリビット点眼液」両剤合わせた売上高は、前期と比べ7.0%減少し121億3百万円となりました。

抗アレルギー点眼剤領域では、引き続き医薬情報提供活動に注力しましたが、スギ花粉の飛散が前年と比べ小規模であったことや競合の影響もあり、「リボスチン点眼液」の売上高は、前期と比べ11.9%減少し33億4千6百万円となりました。

〈海外〉

海外における医療用眼科薬の売上高は、円換算ベースで前期と比べ4.3%増加し158億6千6百万円となりました。

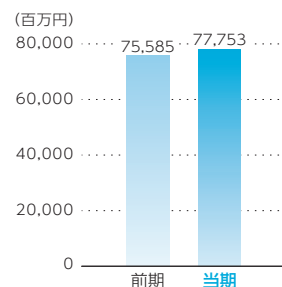
欧州では医薬情報提供などの普及促進活動に注力した結果、ドイツにおいて新製品の緑内障・高眼圧症治療剤「タフロタン」が市場に浸透してきました。

アジアにおいても、普及促進活動の展開により、中国、韓国を中心に、当社製品の市場浸透が進みました。

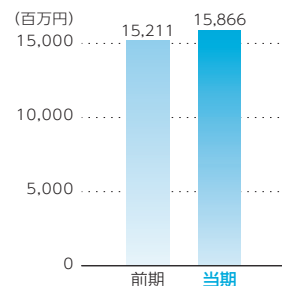
〔抗リウマチ薬〕

抗リウマチ薬の売上高は、「リマチル錠」、「アザルフィジンE N錠」ならびに「メトレート錠」が、国内において関節リウマチ治療ガイドラインで強く推奨される製剤に位置付けられていることもあり、前期と比べ1.6%増加し99億8千7百万円となりました。

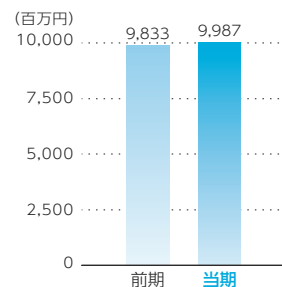
国内医療用眼科薬売上高



海外医療用眼科薬売上高



抗リウマチ薬売上高



〔その他医薬品〕

その他医薬品には、技術提携（導出）契約に基づく収入、受託製造等が含まれます。
 その他医薬品の売上高は、前期と比べ13.0%増加し36億4千1百万円となりました。

一般用医薬品

一般用医薬品の売上高は、サンテF X発売20周年記念キャンペーンを中心に販売促進活動に注力しましたが、国内における需要の減少や競合の影響もあり、前期と比べ2.7%減少し45億9千7百万円となりました。

その他事業

医療機器

医療機器の売上高は、高屈折率のアクリル素材を光学部に用いたフォールダブル眼内レンズ「エタニティー」の普及促進活動に注力した結果、前期と比べ15.0%増加し25億5千8百万円となりました。

その他

その他の売上高は、(株)クレール（連結子会社）での無塵・無菌服のクリーニング業によるものであり、1千1百万円となりました。

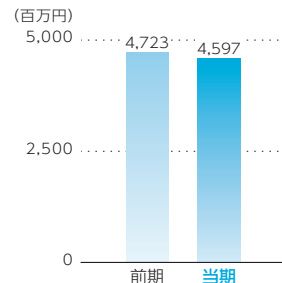
③その他の損益の状況

営業外収益は、前期と比べ10.6%増加し11億1千9百万円となりました。営業外費用は、前期と比べ73.1%減少し7千1百万円となりました。その結果、経常利益は、前期と比べ11.8%減少し277億8千万円となりました。売上高経常利益率は、前期の28.4%から24.3%へ減少しました。

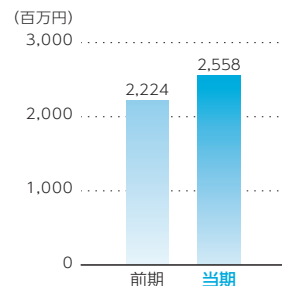
特別利益は、6千1百万円となり、特別損失は、5千1百万円となりました。法人税等は、106億3千万円となりまし

た。税金等調整前当期純利益に対する法人税等の比率は、前期の31.3%から38.3%になりました。その結果、当期純利益は、前期と比べ19.6%減少し171億6千万円となりました。売上高当期純利益率は、前期の19.3%から15.0%となりました。1株当たり当期純利益（EPS）は、前期の249円71銭から196円96銭に、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、前期の249円42銭から196円76銭になりました。

一般用医薬品売上高



医療機器売上高



④その他の活動状況

〔研究開発活動〕

参製薬グループは、中長期的な成長の源泉として研究開発を重視しており、眼科薬を中心とした積極的な臨床開発活動を進めています。

緑内障・高眼圧症領域において、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 誘導体DE-085（一般名：タフルプロスト）は、平成20年12月より日本で「タフルプロスト点眼液」として販売中です。欧州では平成20年6月のドイツに始まり、現在、20カ国で自社販売しています。アジアにおいては、平成22年3月以降、香港、韓国、インドネシア、シンガポールで発売しています。中国では製造販売承認を申請中です。また、平成21年4月には、メルク社（米国）とのライセンス契約締結により、西欧（ドイツを除く）、北米、南米、アフリカにおける販売権をメルク社に許諾しました。メルク社は平成21年9月以降、イギリス、スペイン、イタリアなどでタフルプロストを販売しており、平成24年3月発売の米国を含め、メルク社による販売国は合計12カ国になりました。この結果、タフルプロストの販売国は、全世界で37カ国となっています。また、防腐剤を含まない1回使い切りタイプのDE-118（一般名：タフルプロスト）は、日本で製造販売承認を申請中です。

緑内障・高眼圧症を適応症とするDE-111（一般名：タフルプロスト/チモロールマレイン酸塩）は、日本と欧州で第Ⅲ相試験を実施中です。また、米国で第Ⅰ相/前期第Ⅱ相試験を実施していたアデノシン A_{2A} 受容体作動薬DE-112（一般名：未定）は、所期の達成基準を満たすことが困難であると判断したため、開発を中止しました。

角結膜疾患（ドライアイを含む）領域において、DE-089（一般名：ジクアホソルナトリウム）は、平成22年12月より日本で「ジクアホソル点眼液」として販売しています。また、韓国では平成23年12月に製造販売承認を取得し、中国では平成24年1月に製造販売承認を申請しました。ドライアイを含む角結膜上皮障害を適応症とするDE-101（一般名：リボグリタゾン）は、米国で第Ⅱ相試験を実施中です。また、遷延性角膜上皮欠損を適応症とするDE-105（一般名：未定）は、日本で第Ⅱ相試験

を実施中です。選択的グルココルチコイド受容体作動薬DE-110（一般名：未定）は、ドライアイを含む角結膜上皮障害を対象とする米国での第Ⅱ相試験を終了しました。

網膜・ぶどう膜炎疾患領域において、DE-102（一般名：ベタメタゾン）は、糖尿病黄斑浮腫と網膜静脈分枝閉塞症に伴う黄斑浮腫を対象に第Ⅱ相/第Ⅲ相試験を日本で実施中です。また、ぶどう膜炎を適応症とするDE-109（一般名：シロリムス）は、米国、日本で第Ⅲ相試験を実施中です。

外眼部感染症を適応症とするDE-108（一般名：レボフロキサシン（1.5%））は、平成23年6月より「クラビット点眼液1.5%」として、日本で販売しています。また、韓国では製造販売承認を申請中です。

アレルギー性結膜炎を適応症としたDE-114（一般名：エピナスチン塩酸塩）は、日本で第Ⅲ相試験を実施中です。

関節リウマチを適応症とするDE-098（一般名：未定）は、日本での第Ⅱ相試験を終了しました。

当期に連結子会社となったノバガリの臨床開発品について、Cyclokat（シクロカット、一般名：シクロスポリン）は、重症ドライアイを適応症として欧州で第Ⅲ相試験を実施中です。春季カタルを適応症とするVekacia（ベカシア、一般名：シクロスポリン）は、欧州で第Ⅲ相段階にあります。

なお、緑内障・高眼圧症を適応症とするCatioprost（カチオプロスト、一般名：ラタノプロスト）、そして糖尿病黄斑浮腫を適応症とするCortiject（コルチジェクト、一般名：デキサメタゾンパルミチン酸エステル）の2品目は、引き続き事業性について評価中です。



② 設備投資および資金調達等についての状況

設備投資については、製造設備および研究開発用機器の更新などを行いました。また、滋賀工場（滋賀県犬上郡多賀町）において、グローバルな製品供給基盤の強化を目的とした生産体制・拠点再編に伴う設備投資を開始しています。

当期の設備投資額は、リース契約分とあわせ、34億9千2百万円となりました。

これらの設備投資資金は、自己資金により充当しました。

③ 重要な企業結合の状況

当社は、平成23年9月27日、ノバガリ・ファーマ・エス・エー（フランス共和国。以下、「ノバガリ」といいます。）の発行済株式の約50.55%を取得することでノバガリおよびノバガリの株式保有者と株式譲渡契約を締結し、平成23年10月11日に同株式を取得しました。また、当該株式譲渡契約に基づき、フランス金融市場庁（以下、「AMF」といいます。）の規則に従い、平成23年12月2日から15日にかけて実施した公開買付を通じて、ノバガリの発行済株式の約96.73%を取得しました。この結果を受けて、平成23年12月23日、AMFは、公開買付に応募されなかった残存株式（ノバガリが自己株式として保有する株式を除きます。）の強制取得（以下、「本スウィーズアウト」といいます。）を実行するとの方針について公表しました。

当該決定に基づき、当社は、平成24年1月6日、本スウィーズアウトの実行によりノバガリの全株式を取得しました。

ノバガリの取得価格は10,954百万円であり、すべて自己資金により充当しました。

この買収によって、当社が長期的な経営ビジョンとして掲げる「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、ノバガリの有する研究開発パイプラインと製剤技術を獲得することにより、ドライアイ領域でのパイプラインの強化と製品競争力の向上を実現し、当社の事業基盤を強化できると考えています。

なお、ノバガリは、平成24年3月、会社形態の変更により、ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エスとなりました。

④ 対処すべき課題

参天製薬グループは、基本理念の実現に向けて、2020年に向けた長期的な経営ビジョンを掲げ、世界中の一人でも多くの患者さんの健康の増進に貢献するために、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」を目指します。さらに、長期的な経営ビジョンの実現に向け、より具体的な取り組みを進めるために、2011年度から2013年度までの3カ年の中期経営

計画を策定しました。当期を初年度として、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、以下の5つを基本方針とした3カ年の中期経営計画（2011-2013年度）の実行を、全社一丸となって推進してきました。翌期以降も、この中期経営計画の実行を、主たる対処すべき課題として、引き続き積極的に取り組んでいきます。

2011-2013年度中期経営計画基本方針

1. グローバル視点での研究・開発へ転換
2. 新製品と営業戦略による国内でのシェア獲得と事業成長
3. 積極的な営業体制強化によるアジア事業、欧州事業の高成長
4. 世界4工場体制(*)への円滑な移行と新興市場に対応した体制の構築
5. グローバルに創造と革新を担う組織強化・人材開発

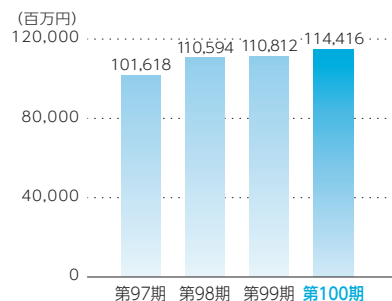
*能登・滋賀・蘇州（中国）・タンペレ（フィンランド）の4工場

5 財産および損益の状況

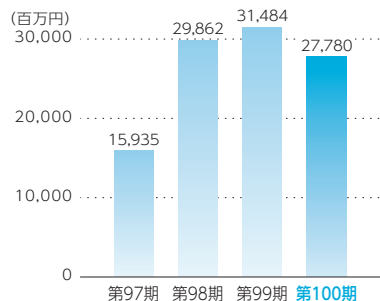
(企業集団の業績および財産の状況の推移)

区分	第97期 (平成20.4.1～平成21.3.31)	第98期 (平成21.4.1～平成22.3.31)	第99期 (平成22.4.1～平成23.3.31)	第100期 (当連結会計年度) (平成23.4.1～平成24.3.31)
売上高 (百万円)	101,618	110,594	110,812	114,416
経常利益 (百万円)	15,935	29,862	31,484	27,780
当期純利益 (百万円)	10,123	18,722	21,333	17,160
1株当たり当期純利益	119円08銭	220円10銭	249円71銭	196円96銭
総資産 (百万円)	151,012	166,878	184,801	198,801
純資産 (百万円)	125,368	137,603	156,404	164,861

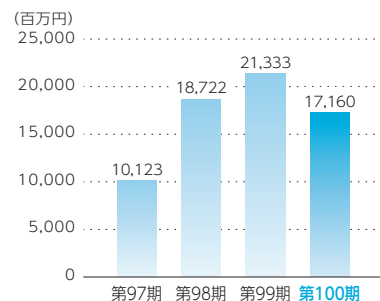
売上高



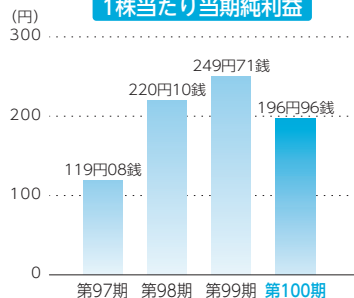
経常利益



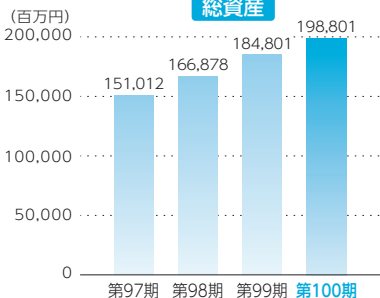
当期純利益



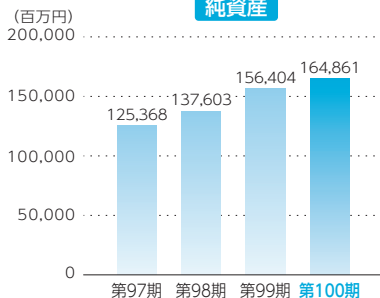
1株当たり当期純利益



総資産



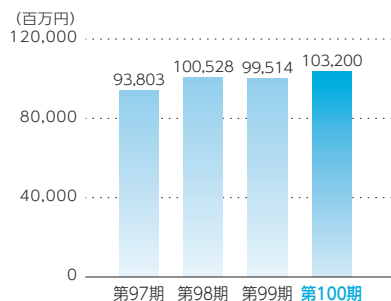
純資産



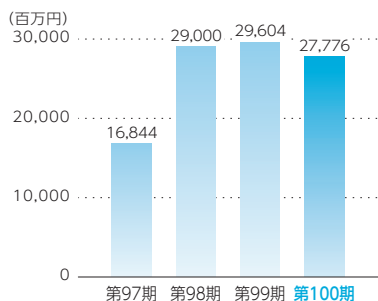
(当社の業績および財産の状況の推移)

区 分	第97期 (平成20.4.1～平成21.3.31)	第98期 (平成21.4.1～平成22.3.31)	第99期 (平成22.4.1～平成23.3.31)	第100期 (当事業年度) (平成23.4.1～平成24.3.31)
売 上 高 (百万円)	93,803	100,528	99,514	103,200
経 常 利 益 (百万円)	16,844	29,000	29,604	27,776
当 期 純 利 益 (百万円)	12,056	17,947	18,534	16,502
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	141円82銭	210円98銭	216円94銭	189円40銭
総 資 産 (百万円)	154,154	168,787	185,394	196,427
純 資 産 (百万円)	130,905	142,643	159,602	168,089

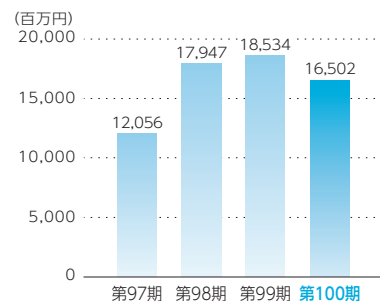
売上高



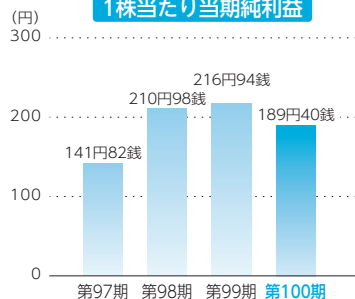
経常利益



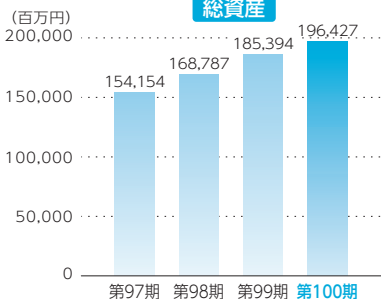
当期純利益



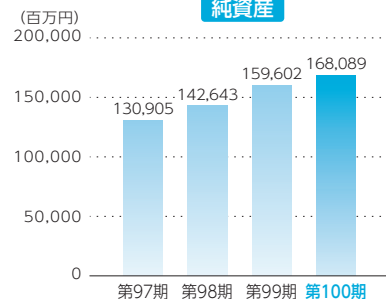
1株当たり当期純利益



総資産



純資産



6 主要な事業内容

参天製薬グループは、医療用医薬品、一般用医薬品および医療機器の製造および販売を行っており、その主なものは、次のとおりです。

区 分		主要品名
医薬品 事業	医療用 眼科薬	クラビット点眼液、タプロス点眼液、コンプト配合点眼液、レスキュラ点眼液、リボスチン点眼液、ヒアレイン点眼液、ジクアス点眼液、フルメトロン点眼液、カリーユニ点眼液、オベガンハイ眼粘弾剤
	抗リウマチ薬	リマチル錠、アザルフィジンE N錠
	その他医薬品	医療用医薬品受託製造
一般用 医薬品	眼科薬	サンテF Xネオ、サンテ40、サンテメディカル10、サンテF X Vプラス、サンテドゥプラスEアルファ、サンテ40 i、サンテ抗菌新目薬、サンテALクールII
その他事業	医療機器	眼内レンズ



7 主要拠点など

① 当社

本 社	大阪市東淀川区
営業拠点	東北・関東エリアオフィス（仙台市青葉区）、東神・北海道エリアオフィス（東京都中央区）、中部エリアオフィス（名古屋市中区）、関西・四国エリアオフィス（大阪市東淀川区）、中国・九州エリアオフィス（福岡市博多区）、その他89オフィス
工 場	大阪工場（大阪市東淀川区）、能登工場（石川県羽咋郡宝達志水町）、滋賀工場（滋賀県犬上郡多賀町）
研 究 所	奈良研究開発センター（奈良県生駒市）

② 子会社等

サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク（アメリカ・カリフォルニア州・エメリービル市）

サンテン・インク（アメリカ・カリフォルニア州・エメリービル市）

サンテン・ホールディングス・イーユー・ビー・ヴィ（オランダ・アムステルダム市）

サンテン・オイ（フィンランド・タンペレ市）

ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エス（フランス・エブリー市）

参天製薬(中国)有限公司（中国・江蘇省・蘇州市）

8 従業員の状況

① 参天製薬グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)
医薬品事業	2,909
その他事業	144
合計	3,053

(注) 従業員数は就業人員数で、パートタイマーおよび派遣社員を除いています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	1,927名
前期末比増減	+3名
平均年齢	40歳6ヶ月
平均勤続年数	14年7ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

9 重要な子会社の状況

会社名 ()は所在国を示す	資本金	当社の出資比率 ()は間接所有を示す	主要な事業内容
サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク (アメリカ)	24,784千アメリカドル	100.0%	北米における間接所有子会社の統括管理
サンテン・インク (アメリカ)	8,765千アメリカドル	(100.0%)	医薬品の臨床開発・医薬学術情報に係る調査分析
サンテン・ホールディングス・イーユー・ビー・ヴィ (オランダ)	50千ユーロ	100.0%	欧州事業に関する金融統括
サンテン・オイ (フィンランド)	20,000千ユーロ	100.0%	医薬品の開発・製造・販売
ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エス (フランス)	1,305千ユーロ	100.0%	医薬品の開発・販売
参天製薬(中国)有限公司 (中国)	3,300百万円	100.0%	医薬品の開発・製造・販売

10 その他企業集団の現況に関する重要な事項

主要な提携の状況

・技術提携（導入）

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	第一三共株式会社（日本）	オフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	第一三共株式会社（日本）	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	エーザイ株式会社（日本）	ブナゾシン塩酸塩を含有する眼科薬の製造販売
	旭硝子株式会社（日本）	タフルプロストを含有する眼科薬の製造販売
	インスパイア（アメリカ）	ジクアホソルナトリウムを含有する眼科薬の製造販売

・技術提携（導出）

契約会社名	提携先	内容
アドバンス・ビジョン・サイエンス・インク(連結子会社)	ボシュロム・インク（アメリカ）	眼内レンズ「エタニティー」の日本以外の地域の製造・販売権
参天製薬株式会社	メルク（アメリカ）	緑内障・高眼圧症治療剤タフルプロストの西欧（ドイツを除く）、北米、南米およびアフリカにおける販売権

・販売提携（導入）

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	MSD株式会社（日本）	チモロールマレイン酸塩を含有する眼科薬の国内販売 ドルゾラミド塩酸塩およびチモロールマレイン酸塩を含有する眼科薬の国内独占販売
	ファイザー株式会社（日本）	サラゾスルファピリジン含有する抗リウマチ薬の国内独占販売
	ヤンセンファーマ株式会社（日本）	レボカバステチン塩酸塩を含有する眼科薬の国内販売
	株式会社アールテック・ウエノ（日本）	イソプロピル ウノプロストンを含有する眼科薬の国内独占販売

・販売提携（導出）

契約会社名	提携先	内容
サンテン・オイ（連結子会社）	ビスタコン・ファーマシューティカルズ・エルエルシー（アメリカ）	合成抗菌点眼剤「クイクシン」・「アイクイクス」、緑内障治療剤「ベチモール」、抗アレルギー点眼剤「アラマスト」の米国における販売委託

・業務・資本提携

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	株式会社日本政策投資銀行	当社の海外事業の積極的な展開に備え、産業支援金融機関としての経験と海外ネットワークを活用

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 220,000,000株

(2) 発行済株式の総数 87,146,803株 (自己株式1,246株を含む。)

(注) 当社取締役および使用人に付与した旧商法第280条ノ19による新株引受権の行使により1,000株、当社取締役および執行役員ならびに重要な海外子会社の取締役が付与した旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21による新株予約権の行使により83,300株および当社執行役員に付与した会社法第238条等による新株予約権の行使により9,400株、合わせて93,700株増加しました。

(3) 株主数 8,288名 (前期末比801名減)

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,424	13.1
三田産業株式会社	4,756	5.5
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	3,776	4.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,456	4.0
株式会社日本政策投資銀行	3,310	3.8
日本生命保険相互会社	2,717	3.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,120	2.4
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,065	2.4
メロンバンク トリーティー クライアンツ オムニバス	1,994	2.3
アールービーシー デクシア インベスター サービスーズ トラスト, ロンドン レンディング アカウント	1,984	2.3

(注) 1. 出資比率は、自己株式 (1,246株) を控除して計算しています。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,424千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,456千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,065千株

3. スプラスグループ・インベストメント・マネジメント・リミテッドから平成21年11月25日付の大量保有報告書 (変更報告書) の写しの送付があり、平成21年11月20日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、平成24年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

なお、以下の出資比率は、自己株式 (1,246株) を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数 (千株)	出資比率 (%)
スプラスグループ・インベストメント・マネジメント・リミテッド	4,480	5.1

4. エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーから平成24年3月19日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成24年3月15日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、平成24年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーは上記の大株主には含まれていません。
- なお、以下の出資比率は、自己株式（1,246株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数（千株）	出資比率（%）
エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社	111	0.1
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	7,354	8.4

5. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者3名から平成24年2月6日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成24年1月30日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ投信株式会社については、平成24年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。
- なお、以下の出資比率は、自己株式（1,246株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数（千株）	出資比率（%）
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,120	2.4
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,320	3.8
三菱UFJ投信株式会社	329	0.4

3. 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

第3回新株予約権

発行決議の日	平成16年6月25日
発行日	平成16年7月5日
新株予約権の数	172個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、17,200株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	174,300円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から平成26年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	46個（1名）
取締役（社外取締役を除く）	46個（1名）
社外取締役	—

第4回新株予約権

発行決議の日	平成17年6月24日
発行日	平成17年7月4日
新株予約権の数	381個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、38,100株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	248,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から平成27年6月23日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	246個（4名）
取締役（社外取締役を除く）	182個（2名）
社外取締役	64個（2名）

第5回新株予約権

発行決議の日	平成18年6月27日
発行日	平成18年7月4日
新株予約権の数	445個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、44,500株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	271,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日から平成28年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	392個（5名）
取締役（社外取締役を除く）	293個（2名）
社外取締役	50個（2名）
監査役	49個（1名）

(注) 監査役が保有している新株予約権は、本人が執行役員在任中に付与されたものです。

第6回新株予約権

発行決議の日	平成19年6月26日
発行日	平成19年7月3日
新株予約権の数	438個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、43,800株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	305,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成21年6月27日から平成29年6月26日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	438個（4名）
取締役（社外取締役を除く）	389個（3名）
社外取締役	—
監査役	49個（1名）

(注) 監査役が保有している新株予約権は、本人が執行役員在任中に付与されたものです。

第7回新株予約権

発行決議の日	平成20年6月25日
発行日	平成20年7月2日
新株予約権の数	713個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、71,300株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	273,400円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日から平成30年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社従業員の保有状況	692個（4名）
取締役（社外取締役を除く）	613個（3名）
社外取締役	—
監査役	79個（1名）

(注) 監査役が保有している新株予約権は、本人が執行役員在任中に付与されたものです。

第8回新株予約権

発行決議の日	平成21年6月24日
発行日	平成21年7月3日
新株予約権の数	744個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、74,400株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	292,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日から平成31年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社従業員の保有状況	744個（4名）
取締役（社外取締役を除く）	661個（3名）
社外取締役	—
監査役	83個（1名）

(注) 監査役が保有している新株予約権は、本人が執行役員在任中に付与されたものです。

第9回新株予約権

発行決議の日	平成22年6月23日
発行日	平成22年7月6日
新株予約権の数	571個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、57,100株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	317,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成24年6月25日から平成32年6月23日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	571個（3名）
取締役（社外取締役を除く）	571個（3名）
社外取締役	—

第10回新株予約権

発行決議の日	平成23年6月22日
発行日	平成23年7月5日
新株予約権の数	656個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、65,600株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	323,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成25年6月24日から平成33年6月22日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	656個（3名）
取締役（社外取締役を除く）	656個（3名）
社外取締役	—

② 当事業年度中に使用人に対して交付した新株予約権等の状況

ストック・オプションとして発行した新株予約権

第10回新株予約権

発行決議の日	平成23年6月22日
発行日	平成23年7月5日
新株予約権の数	489個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、48,900株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	323,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成25年6月24日から平成33年6月22日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退職後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
交付された者の人数 当社の従業員	7名

4. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長 兼 CEO	黒川 明	重要な兼職の状況 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長
取締役 専務執行役員	西畑利明	担当 米国・欧州事業管掌 兼 研究開発本部長 重要な兼職の状況 サンテン・インク取締役社長 兼 CEO サンテン・オイ取締役会長 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役 ノバガリ・ファーマ・エス・エー・エス取締役
取締役 専務執行役員	古門貞利	担当 日本・アジア事業管掌 兼 医薬事業部長 重要な兼職の状況 参天製薬(中国)有限公司董事
取締役	村松 勲	重要な兼職の状況 株式会社パインクレスト代表取締役 そーせいグループ株式会社顧問
取締役	古谷 昇	重要な兼職の状況 有限会社ビーフル代表取締役 コンビ株式会社社外取締役 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役
取締役	奥村昭博	重要な兼職の状況 静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科研究科長 慶應義塾大学名誉教授
常勤監査役	納塚善宏	
監査役	佐藤康夫	重要な兼職の状況 株式会社アイ・ビー・アソシエイツ代表取締役
監査役	土屋泰昭	重要な兼職の状況 株式会社電通国際情報サービス監査役 ペルミラアドバイザーズ株式会社シニア・アドバイザー
監査役	水野 裕	重要な兼職の状況 パナソニック株式会社終身客員

- (注) 1. 森田隆和、三田昌宏および濱本龍彦の各氏は、平成23年6月22日付をもって、任期満了により取締役を退任しました。
2. 古門貞利氏および奥村昭博氏は、平成23年6月22日付をもって、取締役に就任しました。
3. 加護野忠男氏および宮内英樹氏は、平成23年6月22日付をもって、任期満了により監査役を退任しました。
4. 土屋泰昭氏および水野裕氏は、平成23年6月22日付をもって、監査役に就任しました。
5. 監査役納塚善宏氏は、経理・財務部門での長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査役佐藤康夫氏は、会社経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役土屋泰昭氏は、国内外における会社経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 監査役水野裕氏は、国内外における会社経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 取締役のうち、村松勲、古谷昇および奥村昭博の各氏は、社外取締役です。
10. 監査役のうち、佐藤康夫、土屋泰昭および水野裕の各氏は、社外監査役です。
11. 取締役村松勲、古谷昇および奥村昭博の各氏ならびに監査役佐藤康夫、土屋泰昭および水野裕の各氏につきましては、東京証券取引所および大阪証券取引所に対して、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項および大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第7条第1項に定められている独立役員として、届け出ています。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	支給額	
取締役	平成23年4月から平成24年3月まで9名	312百万円	平成22年6月23日 定時株主総会による限度額 年額 430百万円
監査役	平成23年4月から平成24年3月まで6名	46百万円	平成18年6月27日 定時株主総会による限度額 年額 80百万円
計	平成23年4月から平成24年3月まで15名	359百万円	

- (注) 1. 支給人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、平成23年6月22日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名および監査役2名を含んでいます。
2. 取締役の報酬等の支給額には次のものが含まれています。
- ①役員報酬
支給人数 9名（社外取締役を含む） 213百万円
 - ②平成23年6月22日開催の定時株主総会決議に基づきストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額
支給人数 3名（社外取締役を除く） 26百万円
 - ③役員退職慰労引当金の当期繰入額
支給人数 5名（社外取締役を除く） 72百万円
3. 監査役の報酬等の支給額には次のものが含まれています。
- 役員報酬
支給人数 6名（社外監査役を含む） 46百万円
4. 上記以外に、平成23年6月22日開催の定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金を次のとおり支給しています。なお、過年度において繰り入れた役員退職慰労引当金を含んでいます。
- 取締役 2名 384百万円

③ 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

① 取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針

当社は、委員会設置会社ではありませんが、任意の委員会として、社外取締役も参加する幹部報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

1. 優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供する。
2. 株主および従業員に対し、説明責任を果たし得る報酬制度を目指す。
3. 取締役および執行役員が職務遂行にあたり、意欲や士気を高めることができるよう、会社・個人業績について明確な目標設定とそれに基づく報酬とする。
4. 取締役・執行役員、社外取締役、常勤監査役および社外監査役の4つの体系に区分する。

②取締役が受ける報酬等の内容および決定方法

イ. 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、業績給、ストック・オプションおよび退職慰労金で構成する。

ロ. 基本報酬は、職務評価に基づく等級によって決定する。

ハ. 業績給は、会社業績と個人業績によって決定する。

ニ. スtock・オプションは、取締役（社外取締役を除く）を支給対象とし、等級別の報酬額に基づき決定する。

ホ. 退職慰労金は、取締役（社外取締役を除く）を支給対象とし、該当報酬額の一定係数部分と年取ポイント部分の合計値に基づき決定する。

ヘ. 社外取締役の報酬は、市場価値を参考に決定する。

③監査役が受ける報酬等の内容および決定方法

イ. 監査役（社外監査役を除く）の報酬については、監査役の協議により、取締役に準じた等級を設け、幹部報酬委員会からの助言を受けて、決定する。監査役制度の理念を踏まえ、報酬の個人別設定あるいは業績評価による報酬変動は行わない。

ロ. スtock・オプションは付与しない。

ハ. 退職慰労金は支給しない。

ニ. 社外監査役の報酬は、市場価値を参考に決定する。

④ 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職している法人等の名称	兼職している法人等での地位	兼職している法人等と当社の関係
社外取締役	村松 勲	株式会社パインクレスト	代表取締役	—
		ソーせいグループ株式会社	顧問	—
	古谷 昇	有限会社ビーフル	代表取締役	—
コンビ株式会社		社外取締役	—	
		株式会社ジェイアイエヌ	社外取締役	—
	奥村昭博	静岡県立大学大学院 慶應義塾大学	経営情報イノベーション研究科研究科長 名誉教授	— —
社外監査役	佐藤康夫	株式会社アイ・ビー・アソシエイツ	代表取締役	—
	土屋泰昭	株式会社電通国際情報サービス	監査役	—
		ベルミラアドバイザーズ株式会社	シニア・アドバイザー	—
	水野 裕	パナソニック株式会社	終身客員	—

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	村松 勲	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、製菓業界において長年に渡って経営に携わった知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	古谷 昇	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、経営コンサルタントとしての企業経営に関する知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	奥村昭博	当事業年度6月以降開催の取締役会9回全てに出席し、長年に渡る大学および大学院での経営学教授としての幅広い知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
社外監査役	佐藤 康夫	当事業年度開催の取締役会11回全て、および当事業年度開催の監査役会8回全てに出席し、主に経営者としての経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。
	土屋泰昭	当事業年度6月以降開催の取締役会9回全て、および当事業年度6月以降開催の監査役会5回全てに出席し、経営者および上場企業での監査役としての経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。
	水野 裕	当事業年度6月以降開催の取締役会9回全て、および当事業年度6月以降開催の監査役会5回全てに出席し、長年に渡って国内外で経営に携わった経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。

③責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、ならびに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役および社外監査役の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
社外取締役	4名	35百万円
社外監査役	5名	22百万円
合計	9名	57百万円

5 執行役員の状況（取締役による兼務を除く）

会社における地位	氏名	担当
執行役員	佐藤正道	企画本部長
執行役員	ユルキ・リリエロース	サンテン・オイ社長
執行役員	森島健司	人材組織開発・CSR本部長
執行役員	原田 哲	管理本部長
執行役員	辻村明広	サンテン・インクCOO
執行役員	太田淳稔	生産物流本部長
執行役員	木村章男	信頼性保証本部長

(注) 1. マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。
2. 原田哲氏は、平成24年3月31日付をもって、執行役員を退任しました。

5. 会計監査人に関する状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	74百万円
②上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	50百万円
③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	50百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、海外の会社を対象とした財務デュー・ディリジェンス業務等についても対価を支払っています。

3. 当社の重要な子会社のうち、ノバガリ・ファーマ・エス・イー・エスは、当社の会計監査人とは異なるネットワークに属する監査法人による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

③ 解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する旨の決議を行い、本内容に沿った整備を進めています。

当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、医療の一端を担う企業として、患者さんと患者さん愛する人々たちを中心として社会へ寄与するとともに、自らの存在意義を高め、持続的に成長することを目指す。

その達成に向けた内部統制基本方針を、次のとおり決議する。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役・従業員からなる全ての構成員の全ての企業活動における行動指針として「参天企業倫理綱領」を定め、担当部署やCSR委員会を設置し、倫理綱領の周知徹底に努める。
- ②市民社会の秩序・安全に脅威を与えるような反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを倫理綱領に定めるとともに、担当部署は関係当局と連携をとって、反社会的勢力による経営活動への関与・被害を防止する。
- ③社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保する。相談・通報に対しては、担当部署が関係部門と連携して解決にあたる。
- ④経営監視機能の強化・充実のため、複数の社外取締役を選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ基本規程、そのほか決裁規程・文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①危機管理基本方針および危機管理行動基準に基づき「危機管理基本手順書」を制定し、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に適切に対処する体制を整備する。
- ②各事業部・本部は、平時から自らの業務に係る損失の危険の管理に関する方針・対応策の策定、情報収集を行い、損失の危険の回避・最小化に努める。
- ③複数部門にわたるなど重大な損失の危険に関しては、「危機評価委員会」においてその管理に関する方針・対応策を協議する。
- ④万一、緊急事態が発生した場合は、その影響度合いにより、代表取締役を責任者とする「危機対策委員会」を立ち上げ、危機管理基本手順書に基づいて損失の最小化を図るとともに再発防止策を実施する。
- ⑤管理本部は全社的な観点から包括的に、また内部監査室はその独立した立場から、社内における損失の危険の管理状況を検証する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会で選任された執行役員に業務の執行を委任し、会社経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。
- ②各種会議体の権限・位置づけを明らかにするとともに、決裁に関する規程を整備し、意思決定の手順を明確にする。

- ③業務が効率的に執行できるよう人事・組織体制を整備する。
また、組織権限、分掌に係る規程を設け、それぞれの組織における権限と責任を明確にする。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社管理規程を整備してグループ各社の役割・責任を明確にし、主要なグループ会社の監査機能を強化する。
②グループにおける企業活動の適正性向上のための体制整備については、当社が助言・指導を行う管理体制を構築する。
③財務報告の信頼性の確保に関しては、関係する当社各部門・グループ会社とその業務の適正性に関して自己点検を行い、内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
②監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く監査役および監査役会に報告する。
②①以外についても、取締役および従業員が、監査役および監査役会に報告すべき事項を明示する。
③内部監査室と主要なグループ会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的に監査役会に報告し、情報交換を行う。

(8) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役をはじめとして、監査役および監査役会が必要と考える取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
②監査役が、代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べることができる。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の株主の在り方について、当社は、株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大規模買付行為や買収提案の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当社に、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、④当社株主に対して、買収内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買収の条件等(対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法等)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なものおよび⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような大規模買付行為や買収提案を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 当社の企業価値の源泉について

i 当社の基本理念について

当社は、医療用眼科薬事業を中心に、眼科とリウマチに特化した独自性ある医薬品企業として、社名の由来でもある「天機に参与する」、「目をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、それによって参天ならでの知恵と組織

的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への貢献を果たす」ことを経営の基本理念とし、世界の人々の「目と健康」に貢献する企業であることを目指すとともに、当社の企業価値の向上に努めてきました。

ii 企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、①強みを発揮できる分野への経営資源の集中、②組織力の強化および③徹底した生産性と効率性の追求に象徴されます。

①強みを発揮できる分野への経営資源の集中

“眼科”および“自社の強みが発揮できる特定分野”に特化した“研究開発型製薬企業”として新製品開発に注力しています。また、国内医療用医薬品事業を中心に、顧客満足度向上と製品ラインの充実により、強固な普及促進基盤を構築しています。

②組織力の強化

マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入するとともに、小さな組織を心掛け、迅速に決断・行動することを徹底しています。また、独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性・客観性を高めながら、社会全体のみならず、株主、取引先、顧客および従業員を重視した経営を行っています。

③徹底した生産性と効率性の追求

新容器の導入による使用性・識別性、生産性の向上などにより、点眼薬を世界のトップレベルの品質・コストで製造しています。また、基幹業務システムの一斉導入により、グループ全体で常に徹底した生産性と効率性を追求してきました。

ロ. 企業価値向上のための取組み

当社は、参天グループの企業価値のより一層の向上を図るために、「世界の参天に向けた新薬候補の準備と強みが発揮できる地域での成長」を基本方針とした5カ年の中期経営計画（2006－2010年度）を継続して推進しています¹。

上記中期経営計画に定める基本方針を実現すべく、当社は、①グローバル戦略新薬候補を充実させること、②日本をはじめ、北欧・東欧・ロシア、中国を中心に成長し、米国は臨床開発と事業開発に注力すること、③生産基盤を強化させることおよび④グローバルレベルで人材・組織を強化することに注力しています。

ハ. 安定的な株主還元政策について

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、業績に応じた適正な利益還元と企業財政の柔軟性・健全性の維持、資本効率の向上を図るという考え方にに基づき、配当による株主還元を重視し、積極的に行うとともに、自己株式の取得・消却についても、株主価値・資本効率向上のための機動的手段として適宜検討していきます。

二. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題に掲げています。当社においては、従来から独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、また、経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化するため、取締役の任期を1年としていることに加え、経営の透明性・客観性を高める観点から、取締役会の諮問機関として、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」および「戦略審議委員会」を設置しています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会の決議および平成19年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき導入された当社の「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を、平成22年5月11日開催の取締役会の決議および平成22年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、一部改定の上、更新しました（以下、「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）。

イ. 本更新の目的

本プランは、当社株式に対する買収もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われた際に、買収を行う者またはその提案者に対し、遵守すべき手続を明確にし、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会等を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

ロ. 用語の定義

本プランにおける以下の用語は以下のとおり定義されます。

い 大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、下記のいずれかに該当する行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を指します。

- ①特定株主グループ²の株券等保有割合³または株券等所有割合⁴を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為
- ②結果として特定株主グループの株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

ii 大規模買付者

「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者を指します。

八. 本プランの骨子

本プランの骨子は、以下のとおりです。

- ①大規模買付者は、大規模買付行為を開始する前に、当社に対し、必要かつ十分な情報を提供すること
- ②独立委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対して一定の検討・評価を行うために必要な期間が経過した後に、大規模買付者は大規模買付行為を開始すること
- ③当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること
- ④当該大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、社外取締役全員により構成される独立委員会（独立委員会の概要は後記（独立委員会の概要）をご確認ください。）を設置すること
- ⑤独立委員会は、下記ホ. の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うこと。ただし、独立委員会は、本プラン所定の場合には、発動の勧告に際して、対抗措置の発動に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができる。

- ⑥当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従うこと
- ⑦当社取締役会は、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の意思を確認すること

二. 本プランの具体的手続

i 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を開始する場合には、まず、当社代表取締役宛に、本プランに従う旨の誓約を含む意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要が明記される必要があります。なお、意向表明書および下記 ii に定める大規模買付情報における使用言語は、日本語に限ります。当社は、大規模買付者から意向表明書の提出があった事実を当社株主の皆様に対して適時に開示します。

ii 独立委員会および当社取締役会への情報提供の要求

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当社株主の皆様のご判断ならびに独立委員会および当社取締役会としての見解形成のために必要な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストに従い、独立委員会および当社取締役会に対し、大規模買付情報を提供してい

1. 当事業年度以降は、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、3カ年の中期経営計画（2011－2013年度）の実行に取り組んでいます。
2. 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。以下、本基本方針において同様です。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、本基本方針において同様です。）または買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、本基本方針において同様です。）を行う者とその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、本基本方針において同様です。）および特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。以下、本基本方針において同様です。）を意味します。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下、本基本方針において同様です。
4. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下、本基本方針において同様です。

たきます。

大規模買付情報には以下の内容が含まれますが、その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。

- ①大規模買付者およびその特定株主グループの詳細（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組員等の構成員を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的⁵およびその内容（買付対価の種類・価額、買付け等の時期、買付け等に関連する一連の取引のスキーム⁶、買付け等の方法の適法性⁷等を含みます。）
- ③買付価格の算定の基礎⁸および経緯⁹ならびに買付資金の裏付け（買付資金の提供者の名称、調達方法、調達に関連する一連の取引の内容等を含みます。）
- ④買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、支配権取得もしくは経営参加の具体的方法、大規模買付行為完了後に企図する当社経営方針、事業計画、配当政策等¹⁰
- ⑤買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、大規模買付行為完了後に企図する当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者の処遇方針
- ⑥買付目的が純投資の場合、投資方針
- ⑦買付目的が政策投資の場合、取得後の保有方針、売買方

針および議決権行使方針ならびにその理由¹¹

⑧大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等

独立委員会または当社取締役会は、提供を受けた大規模買付情報が不足していると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜合理的な期限（意向表明書を受領した日から原則として60日を上限とします。）を定めた上、十分な大規模買付情報が完備するまで追加的な情報提供を求めることがあります。独立委員会および当社取締役会が十分な大規模買付情報が完備したと判断した場合、当社は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示します。また、当社に提供された大規模買付情報が当社株主の皆様のご判断に必要であると認められるときには、適切と判断する時点で、当社はその全部または一部を開示します。

iii 独立委員会による協議・交渉、評価期間および独立委員会の勧告等

独立委員会は、大規模買付者および当社取締役会から大規模買付情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為および当社取締役会の意見の内容を検討するための期間（以下、「独立委員会評価期間」といいます。）を設定します。独立委員会評価期間は、原則として、独立委員会が、大規模買付者に追加的に提供を求めた情報を含め、

5. 支配権取得もしくは経営参加の目的か、純投資もしくは政策投資の目的か否かを明確にさせていただく必要があります。

6. 大規模買付行為完了後、当社の株券等をさらに取得する予定の有無、その理由、内容、必要性、当社の株券等が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨および理由を説明していただく必要があります。

7. 買付け等の方法の適法性について、第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要を具体的に説明していただく必要があります。

8. 買付価格の算定の具体的な根拠および買付価格と時価との差額（買付価格と直近数ヶ月平均の当社の株価とのプレミアムの有無等）について情報を提供していただく必要があります。

9. 買付価格決定のプロセスを説明していただき、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に説明していただく必要があります。

10. 大規模買付行為完了後に企図する当社の再編、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定・解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更等の内容およびその必要性に関する情報を提供していただく必要があります。

11. 長期的な資本提携を目的とする政策投資の場合にはその必要性に関する情報も提供していただく必要があります。

大規模買付者により十分な大規模買付情報が提出されてから60日を超えないものとします。ただし、独立委員会が、当初の独立委員会評価期間中に、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会評価期間を一ないし複数回延長することができるものとします(期間延長は、延長前の独立委員会評価期間の終了の日から30日間を上限とします。)。大規模買付行為は、この独立委員会評価期間(延長期間を含みます。)が経過した後、開始され得るものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当該大規模買付が下記ホ、ii②(i)から(iv)に定める要件のいずれかに該当するか否かを判断すべく、直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者と協議・交渉等を行うことがあります。大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、直接または当社取締役会等を通じた協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会に対して、独立委員会が合理的と認める期間内(ただし、原則として60日を超えないものとします。以下、「取締役会評価期間」といいます。)に大規模買付行為の内容に対する当社取締役会としての意見、その根拠資料およびその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

さらに、独立委員会は、独立委員会評価期間中、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができます。また、独立委員会は、当社株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取することがあります。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができます。

以上のように、独立委員会は、独立委員会評価期間中、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等を十分かつ慎重に検討・評価し、下記ホ. の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行います。

なお、独立委員会評価期間が開始した事実、独立委員会評価期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間およびその理由ならびに独立委員会の勧告の内容等の情報については、速やかに公表します。

iv 取締役会の決議

当社取締役会は、下記ホ. の基準に則り、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに、対抗措置の発動の是非について会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記vに基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、会社法上の機関としての決議を行うものとします。なお、当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、株主の皆様に対して適時に開示します。

v 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置を発動するに際して、(a)下記ホ. ii②に従い、独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または、(b)ある大規模買付行為について下記ホ. ii②(i)から(iv)に定める要件の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認する

ことが適切と判断する場合には、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動等に関する株主の意思を確認することができるものとします。なお、株主意思確認総会の決議の概要については、当社株主の皆様に対して適時に開示します。

ホ. 対抗措置発動の基準と内容

i 対抗措置が発動されない場合

大規模買付者により本プランが遵守された場合には、当社取締役会は、取締役会評価期間における検討・評価の結果、仮に当該大規模買付行為に反対する見解に至った場合であっても、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示等により当社株主の皆様を説得するに留め、下記ii②で述べる場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。このように、対抗措置が発動されない場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ii 対抗措置が発動される場合

- ①大規模買付者により本プランが遵守されなかった場合には、引き続き大規模買付者より情報提供があるもしくは大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記iiiに記載の対抗措置をとることがあります。
- ②本プランが遵守された場合であっても、以下の(i)から(iv)に定める要件のいずれかに該当し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を害するものである場合には、引き続き大規模買付者より情報提供があるもしくは大規模買付者との間で協議・交渉等を行

う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記iiiに記載の対抗措置をとることがあります。なお、独立委員会は、大規模買付行為について、以下の(i)から(iv)に定める要件の該当可能性が問題となっている場合には、予め対抗措置の発動等に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

- (i) 下記に掲げる行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付行為である場合
 - (a) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件（大規模買付行為完了後に行われる合併等により当社株主の皆様は交付される対価の条件を含みます。）を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- (iii) 買付行為の条件（買付行為の種類・価額、買付行為の時期、買付行為の方法の適法性、買付行為の実現可能性、買付行為の後の経営方針・事業計画、買付

行為の後における当社の他の株主、従業員、取引先、医療機関および顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付行為である場合

- (iv) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引先、医療機関および顧客等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付行為である場合

③上記①または②にかかわらず、独立委員会は、一旦新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により上記②(i)から(iv)に定める要件に該当しなくなった場合

iii 対抗措置の内容

上記iiの場合に当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って行う対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律により取締役会の権限として認められるものとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は後記(新株予約権の概要)記載のとおりですが、実際にこれを行う場合には、

株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を定めることがあります。

へ. 株主・投資家に与える影響等

i 本更新時の影響等

本更新時においては、新株予約権の無償割当て等自体は行われませんので、当社株主の皆様および一般投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

ii 対抗措置の発動(新株予約権の無償割当て)が株主・投資家に与える影響等

①当社が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会は割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の当社株主の皆様に対し、その所有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が割り当てられますので、割当期日における当社株主の皆様の議決権比率が低下することはありません。なお、当社株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦当社取締役会において新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記ホ. ii ③に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうし

た希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行う際に適時に開示します。

- ②新株予約権には、株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属する者(以下、「行使制限買付者」といいます。)以外の当社株主の皆様から当社が新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株(ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。)を交付することができる旨の条項(取得条項)を付すことが予定されており、同条項に基づき、当社が、行使制限買付者以外の当社株主の皆様から新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株を交付する場合、行使制限買付者以外の当社株主の皆様のご議決権比率が低下することはありません。また、この場合には、行使制限買付者以外の当社株主の皆様にご新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込みを行っていただく必要はありません。なお、当社による取得手続の詳細につきましては、実際に取得を行う際に、適時に通知または公告します。

ト. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年6月23日開催の定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本更新後においても、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から、その時点での法令等を踏まえ、その内容の変更・廃止を含め、有効期間内であっても、随時本プランを見直していく所存です。有効期間内での本プランの廃止については、当社取締役会の決議で行うものとします。また、有効期間内での本プランの骨子、本

プランの具体的手続または対抗措置発動の基準と内容に関する重要な事項の変更については、株主総会その他の方法により適宜当社株主の皆様のご意見を伺って行い、その他の変更については当社取締役会決議により行います。なお、当社取締役会の決議により変更・廃止をする場合には、その内容を当社株主の皆様に対して適時に開示します。

(4) 基本方針の実現のための上記各取組みについての当社取締役会の判断およびその理由

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み(上記(2)の取組み)について

上記(2)に記載した企業価値向上のための取組み、安定的な株主還元政策およびコーポレート・ガバナンスの強化のための取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記(3)の取組み)について

i 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、基本方針に基づき、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、基本方針に沿うものです。

ii 当該取組みが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から本プランは基本方針に照らし、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

①買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

②株主意思の重視

本プランは、平成22年6月23日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいています。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

③独立性を有する社外取締役の判断の重視および第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経る

こととしています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとしており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

④合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記(3)ホ. ii「対抗措置が発動される場合」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑤取締役会の裁量権について濫用防止策が施されていること

本プランは、株式の大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないことから、本プランは、取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

(独立委員会の概要)

①独立委員会の設置の目的等

独立委員会は、大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動の是非に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するために設置されるものであり、大規模買付者による本プランの遵守の有無、大規模買付行為が基本方針の(3)ホ、ii②(i)から(iv)に定める要件を充足するか否かを判断し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を害するものかどうかを判断するものです。

②構成

当社社外取締役のみによって構成されます。

③任期

当社社外取締役の任期と同期間です。

④決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

⑤決議事項その他職務事項

独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項を行うものとします。

- (i) 大規模買付者の本プラン遵守状況の検討
- (ii) 大規模買付情報の完備の判断
- (iii) 大規模買付情報が不足のときに大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めて直接または取締役会を通じて行う追加情報提供の依頼
- (iv) 独立委員会評価期間の設定
- (v) 独立委員会評価期間の延長
- (vi) 大規模買付者との協議・交渉
- (vii) 取締役会に対して合理的な期間を設定して行う取締役会の意見、その根拠資料およびその他独立委員会

- が適宜必要と認める情報・資料等の提出依頼
- (viii) 独立委員会評価期間中、必要に応じて行う取締役、監査役、従業員等に対する独立委員会への出席要求、委員会が求める事項に関する説明要求
 - (ix) 独立委員会評価期間中行う株主の意向把握
 - (x) 独立委員会評価期間中、必要に応じて行う客先、取引先、従業員等からの意見聴取
 - (xi) 大規模買付情報および取締役会提供情報・資料等の評価・検討
 - (xii) 本プランの基準に基づく対抗措置発動の是非についての判断
 - (xiii) 本プランの基準に基づく対抗措置発動に関して株主総会招集の要否の判断
 - (xiv) 上記判断に基づく取締役会への勧告
 - (xv) 独立委員会評価期間中、経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けるために行うこれらの者の選任、依頼
 - (xvi) その他上記各号に付随する事項

(新株予約権の概要)

①新株予約権の無償割当ての対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会の新株予約権無償割当て決議（以下、「本割当決議」といいます。）で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社普通株式の株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てます。

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の総数は、1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）とします。

③割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除きます。）数とします。当社取締役会は、複数回にわたり、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

④新株予約権の無償割当ての効力発生日

本割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

⑤各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1株につき1円以上で当社取締役会が定める額とします。なお、下記⑨の条項に基づき、当社が未行使の新株予約権を株主から取得し、これと引き換えに普通株式が交付される場合には、当該株主は、新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込を行う必要はありません。

⑥新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑦新株予約権の行使条件

株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、本割当決議において当社取締役会が定めるものとします。

⑧新株予約権の行使期間

本割当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

⑨当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記⑦の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使の当該新株予約権を全て取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）の普通株式を交付することができます。

⑩その他

上記に定めるほか、新株予約権の内容の詳細は、本割当決議において別途定めるものとします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 平成24年3月31日現在

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	140,288
現金及び預金	66,235
受取手形及び売掛金	37,923
有価証券	12,739
たな卸資産	17,949
繰延税金資産	1,921
その他	3,521
貸倒引当金	△1
固定資産	58,513
有形固定資産	25,523
建物及び構築物	12,806
機械装置及び運搬具	1,581
土地	8,213
リース資産	166
建設仮勘定	1,365
その他	1,390
無形固定資産	12,877
のれん	5,801
仕掛研究開発	5,941
ソフトウェア	831
その他	301
投資その他の資産	20,112
投資有価証券	12,411
繰延税金資産	6,500
その他	1,200
資産合計	198,801

科目	金額
負債の部	
流動負債	27,425
支払手形及び買掛金	8,074
未払金	9,009
未払法人税等	5,282
賞与引当金	2,943
その他の引当金	81
その他	2,033
固定負債	6,514
リース債務	115
繰延税金負債	1,996
退職給付引当金	3,459
役員退職慰労引当金	222
資産除去債務	161
その他	559
負債合計	33,940
純資産の部	
株主資本	170,770
資本金	6,694
資本剰余金	8,049
利益剰余金	156,030
自己株式	△4
その他の包括利益累計額	△ 6,255
その他有価証券評価差額金	51
為替換算調整勘定	△6,306
新株予約権	347
純資産合計	164,861
負債・純資産合計	198,801

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		114,416
売上原価		35,385
売上総利益		79,031
販売費及び一般管理費		52,298
営業利益		26,733
営業外収益		
受取利息及び配当金	528	
生命保険配当金	143	
為替差益	106	
その他	340	1,119
営業外費用		
支払利息	22	
その他	48	71
経常利益		27,780
特別利益		
固定資産処分益	4	
投資有価証券売却益	57	61
特別損失		
固定資産処分損	16	
減損損失	19	
投資有価証券売却損	15	51
税金等調整前当期純利益		27,791
法人税、住民税及び事業税	9,912	
法人税等調整額	717	10,630
少数株主損益調整前当期純利益		17,160
当期純利益		17,160

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,614	7,968	147,578	△1	162,159
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	80	80			160
剰余金の配当			△8,708		△8,708
当期純利益			17,160		17,160
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	80	80	8,451	△2	8,610
当期末残高	6,694	8,049	156,030	△4	170,770

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△443	△5,618	△6,061	305	156,404
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					160
剰余金の配当					△8,708
当期純利益					17,160
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	494	△688	△194	41	△152
連結会計年度中の変動額合計	494	△688	△194	41	8,457
当期末残高	51	△6,306	△6,255	347	164,861

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

■ 計算書類

貸借対照表 平成24年3月31日現在

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	127,192
現金及び預金	57,662
受取手形	611
売掛金	35,772
有価証券	12,736
商品及び製品	12,828
仕掛品	45
原材料及び貯蔵品	2,072
繰延税金資産	1,840
その他	3,887
貸倒引当金	△264
固定資産	69,234
有形固定資産	21,072
建物	10,167
構築物	188
機械及び装置	882
車両運搬具	0
工具・器具及び備品	936
土地	8,013
リース資産	13
建設仮勘定	870
無形固定資産	904
商標権	4
ソフトウェア	641
その他	258
投資その他の資産	47,258
投資有価証券	12,387
関係会社株式及び出資金	28,916
繰延税金資産	4,904
その他	1,050
資産合計	196,427

科目	金額
負債の部	
流動負債	24,577
買掛金	7,766
リース債務	6
未払金	8,635
未払費用	58
未払法人税等	5,260
未払消費税等	343
預り金	114
賞与引当金	2,309
返品調整引当金	81
固定負債	3,761
リース債務	8
退職給付引当金	3,367
役員退職慰労引当金	222
資産除去債務	161
負債合計	28,338
純資産の部	
株主資本	167,691
資本金	6,694
資本剰余金	8,049
資本準備金	7,389
その他資本剰余金	659
利益剰余金	152,951
利益準備金	1,551
その他利益剰余金	151,400
退職給与積立金	372
特別償却準備金	53
別途積立金	89,109
繰越利益剰余金	61,865
自己株式	△4
評価・換算差額等	51
その他有価証券評価差額金	51
新株予約権	347
純資産合計	168,089
負債・純資産合計	196,427

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		103,200
売上原価		32,341
売上総利益		70,859
販売費及び一般管理費		44,054
営業利益		26,804
営業外収益		
受取利息及び配当金	469	
生命保険配当金	143	
為替差益	104	
その他	308	1,025
営業外費用		
支払利息	16	
その他	37	53
経常利益		27,776
特別利益		
固定資産処分益	4	
投資有価証券売却益	57	61
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	264	
関係会社株式評価損	616	
その他	49	929
税引前当期純利益		26,907
法人税、住民税及び事業税	9,901	
法人税等調整額	504	10,405
当期純利益		16,502

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
				退職給与 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	6,614	7,309	659	1,551	372	82	89,109	54,043	△1	159,739
事業年度中の変動額										
新株の発行	80	80								160
剰余金の配当								△8,708		△8,708
特別償却準備金の取崩						△28		28		－
当期純利益								16,502		16,502
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分			△0						0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）										－
事業年度中の変動額合計	80	80	△0	－	－	△28	－	7,822	△2	7,951
当期末残高	6,694	7,389	659	1,551	372	53	89,109	61,865	△4	167,691

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△443	△443	305	159,602
事業年度中の変動額				
新株の発行				160
剰余金の配当				△8,708
特別償却準備金の取崩				－
当期純利益				16,502
自己株式の取得				△2
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	494	494	41	536
事業年度中の変動額合計	494	494	41	8,487
当期末残高	51	51	347	168,089

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

平成24年5月1日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 孝一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 尋史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中久美子 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、参天製薬株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

平成24年5月1日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小堀 孝一 印

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 尋史 印

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中久美子 印

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、参天製薬株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き実地確認を行いました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月7日

参天製薬株式会社 監査役会

監査役（常勤）	納塚善宏	印
監査役	佐藤康夫	印
監査役	土屋泰昭	印
監査役	水野 裕	印

(注) 監査役 佐藤康夫、土屋泰昭、水野 裕は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



Santen
参天製薬株式会社

会場 | 当社本社ビル5階 センチュリーホール
大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
電話 (06) 6321-7000 (代表)

交通手段 | 阪急千里線 下新庄駅 徒歩5分
市バス 東淀川郵便局前 徒歩5分

※お車でのご来場は、ご遠慮下さいますようお願いいたします。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

R100

**VEGETABLE
OIL INK**

100%再生紙と植物油インキを
使用しています。